

## 会議録（議事関係）

### 1 資料等の公開について（公開）

委員長：前回、第1回委員会では、公開方法についてはその都度皆さんにお諮りしながら決めていくということとしておりました。公開の考え方について事務局からご説明をお願いします。

事務局：（説明）

委員長：公開の方向性について只今ご説明がありました。まず公開する資料としてお手元にあります公開資料の1、2、というものであります。既にご覧いただいていると思います。まずこの点についてご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。あくまでも「調査対象地」であります。調査の対象地であります。この資料1、2について公開するというごことでご異議ございませんか。

各委員：（異議・意見なし）

委員長：はい。異議なしと致します。ただし、その公開の審議過程については、位置特定などに関わりますので、その部分は非公開とするという点についてもよろしいでしょうか。はい。それでは更に2次調査対象地の選定方法案の審議過程は公開で行うという点はいかがでしょうか。

各委員：（異議・意見なし）

委員長：はい、異議なしと認めます。それではもう一度繰り返します。公開するものとして資料1、2。これを公開する。ただし、その審議過程については非公開とする。更に2次選定にあたっての選定方法案及び審議過程は公開する、ということと致します。今後は1次調査対象地の抽出結果についての協議となります。委員会の方針で調査対象地の詳細な情報は非公開とすることと致しましたので、報道関係の皆様には一度ご退席下さいませようお願い致します。なお、2次調査対象地の選定方法の審議過程は公開で行います。1次調査対象地の抽出結果の審議が終わりましたら事務局から県政記者クラブにご連絡致しますので、30分程度お待ちいただくようお願い致します。それでは議事を再開したいと思っておりますので、まず報道関係者の方、ご退席をお願い致します。

### 2 1次調査対象地の選定結果について（非公開）

### 3 2次調査対象地の選定方法案について（公開）

委員長：はい。それでは議事を再開したいと思います。議事の3番目になります。2次調査対象地の選定方法案について、事務局からご説明願います。

事務局：（説明）

委員長：はい。ありがとうございました。1次調査対象地の抽出においては、いわば機械的に容量が確保できること、あるいは地形的に緩やかなことなど機械的に設定してきた、抽出してきたわけですが、今回は先程ご説明がありまして、自然環境の保全など、留意すべき条件があるでしょう、ということで、今回はそういう観点で基準を、選定条件を、このように案として提出されたということで

あります。留意点すべき点、4点ありました。「自然環境の保全」、「災害の防止」、「生活環境の保全」、そして「土地利用への配慮」ということであります。只今、案のご説明がありました。これについて、皆様からのご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

東 委員：今ご説明いただいた案に入る前に、ちょっと確認というか、したいことがあるんですけども、前回の委員会で十分聞いておけばよかったんですが、この最終処分場というのは数十年後には満杯になるわけですよね。それで、その後、その満杯になった跡地をどうするかということは、どういう風なことを考えていらっしゃるのかというところをまずお聞きしたいんですけども。

委員 長：はい、次。更に数十年後、満杯になるでしょうと。その後どんな方向で考えていますかということですよ。

事務局：まだ場所がわからないので土地利用がどのようになるかというのは、その周りの住民とか市町村の考え方をお聞きしなければどれにするというのはできないんですけど、ただ構造物を上に建てるということは今の法律ではできませんので、盛土の重さにして50cmぐらい盛る、というぐらいの重さにしか耐えられないという基本的考えですので、公園にするとか、運動場にするとか、あとはソーラーパネルなどを利用した発電施設を作るとかというのは考えられますけども、上にビルを建てるか住宅地するというのはできない。ですので、そういう規制を配慮した上で利用計画を立てるといえることになると思います。

東 委員：はい、わかりました。

委員 長：跡地利用ということでよろしかったですか。それとも次も同じようなプロセスで考えていくのでしょうかという確認でしょうか。

東 委員：具体的にどういうイメージになるかというのは、わからないということで、恐らくそうだなと思うのですけれど、今ある自然を一部壊してこの処分場を作るわけですよね。で、最終的にはその処分場が満杯になった後は更地とかになって、その跡地をどうするかというところまでの視点、視野でこの委員会を考えないと、選定する場所についても将来的な、まあ理念ですよね、この委員会として将来的に跡地をどういう風なビジョンを持って選定するかというところを、そこをやっぱり十分この委員会で、今後具体的な場所を決めていく前に決めておいた方がいいのではないかとというのがちょっと引っ掛かっているところで、質問させていただきました。私の個人的な考えなんですけども、30ha～50haくらいで沢地形のところということで、それなりに自然度の高いところが破壊されることになると思うのですけれども、選定にあたっては出来るだけ自然度の、現段階において自然度のあまり高くないところ、抽象的ですけども、それは2次対象のところ、自然環境の保全というのが第1にきているので、それに含まれるのかもしれないんですけども、自然度の高くないところで、最終的には、跡地というのを資源環境の保全に繋がるような土地利用に戻すとかですね、再生事業に繋がるような、そういうことができるような場所を選定するという、理念ですかね。そういうのが必要なんじゃないかなという風に思っています。

委員 長：はい、ありがとうございます。これまでになかった視点であります。今事務局からご説明ありましたとおり、満杯になった後の跡地利用については、特定され

て更に市町村との土地利用計画などの将来ビジョンとも突き合わせながら考えていくという、この段階でやはり大事な要素になってくると思いますので、その段階で私たちその視点を忘れないでいきたいと考えますが、よろしいでしょうか、その方向で。

東 委員：恐らくですね、住民の方は将来30年後50年後そこがどうなるというところも、かなり不安要素というか、だと思っんですね。それについて、県はこれこれこういうビジョンで跡地利用を考えていますというところを明確に示しておく責務というかですね、そういうものがあるのではないかという風に思います。

委員 長：はい、またその跡地利用の出し方、ビジョンによっても住民の方々の意向も変わってくる可能性も大きい、というご意見と承りました。跡地利用というところは、私たちも忘れないでいたいと思います。今の段階では、基準云々のところでは盛り込めないと思いますが、はい。他にございませんか。

笹尾委員：(3)の生活環境の保全についてのところについてなんですけれども、①②ということで水道水源ですね、こちらからは従来の想定よりもよりも安全ということで1km以内ということで、範囲を広げるということで、それは非常に良いことだと思いますし、その主旨に賛同しますけれども、同じ考え方でですね、③の文教施設ですとか④の厚生施設、それから観光資源についても、500mということになっておりますけれども、例えば学校ですとか病院ですとか老人福祉施設という風になりますと、特にそこに毎日人が、同じ人がいるということになりますので、こちらについてもより安全で、例えば同じように1kmというように、より広く範囲を取るとかということをご提案したいと思います。

もう一つですね、それに関連しまして同じ考え方でいきますと、ここには明示的にでていないのですが、水道、給水区域内の世帯については300m、処分場から300mについては建てないということで、それは1次抽出の段階で考慮されているわけですが、300以上で例えば1km範囲、300mから1kmの間の場合は、水道用水源に地下水等使っている場合にはそこは立地しないということですが、逆に水道を使っている場合については立地の可能性があるということだと思うのですが、あまり範囲をですね、確かにせばめてしまうと候補地の数等問題が出てくるかも知れませんが、物理的な影響というのは確かに地下水を利用していなければ飲み水についてはないかも知れませんが、例えば運搬車とかですね、場合によっては塵とか埃とか、あるいは精神的な影響、心理的な影響等考えますと、例えば500mくらいは民家から離すということも考えてもいいのかなという風に思います。ちょっと遮断緑地帯がある場合については、地理条件にもよると思いますので、100mがいいのかどうかというのはわからないのですが、その2点ですね。役所、公共施設については役所は近くにはなかなかないかなと思いますけど、例えば公民館等は確かにある可能性はありますが、公民館はずっと人がそこにいるわけではないですので、ご提案の形でいいのかなと思いますが、普通の民家については、特に集落とかですね、先程最初に話があったように、集落が近くにあると、ある程度固まった民家が300mとか500mの間にあるということは、できるなら避けた方がよろしいのかなという風に思います。

委員長：はい、ありがとうございます。2点ございましたね。文教施設から500m以内でないことという条件、これを上水等水源と同じ考え方で1kmまで広げてはどうかということ。それは文教施設に限ってということでしょうか。

笹尾委員：厚生施設もですね。病院、老人福祉施設ですので、同じような考え方で適用した方がいいのかなと思います。観光施設はなかなかわからないですが、風評被害とかですね、そういったことを考慮すれば1kmとかという形で離しておくに越したことはないのかなと思います。

委員長：文教施設、厚生施設、それから観光施設、これを500m以内でないことと条件設定しておりますが、それを1kmに広げて、より影響が少ないように配慮するというのではいかがかというご意見であります。

それからもう一点、1次選定条件の時に民家から300mという基準がありましたけれども、更にそれを500mまで拡大するというのではいかがかと。この2点であります。委員の皆様のご意見頂戴したいと思います。まず文教施設、厚生施設、観光施設、これを500m以内に立地させないということを広げて1km以内であれば立地させない、という、その点についてはいかがでしょうか。影響をできるだけ、可能な限り少なくするという方向で、立地制限区域を1kmに拡大するというのではいかがでしょうかね。拡大する、500mから1kmに拡大することについて、何か支障がある、あるいは懸念されることございますか。それでは事務局の方はどのようにお考えですか。

事務局：先程来、委員長からもお伝えいただいておりますとおり1次対象地もそれから2次対象地も基本的に客観的基準において決めていこうとするものでございますので、委員からのご指摘もなるほどわかるところもあるのですが、客観的基準でいきますと1km以下はバサッと切ってしまうということになってしまいますので、できますればその場所の形状によっても、それから道の付き方とかですね、おそらくこういう文教施設だとか厚生施設について、ちょっと距離を離れた方がいいよというのは、基本的には、車の出入りがやはりどうしても出てくるとかそういうことについての配慮という点もあろうかと思っておりますので、できますれば場所を見てですね、できたら500mでもいいところもあれば1km以上離れていても場合によってはよした方がいいよという場面も出てくるかも知れませんので、そこはまた具体的な内容を見ていただくのに、1kmという風に客観基準をしてしまいますとそれすら委員の皆様にご検討いただくことすらなくなってしまいかねませんので、ご意見も参考しながらそのような形で具体にご相談というような、次の段階ですね、そういうことも含めていただいてもいいのかなという風に思っております。

委員長：事務局からは、2次選定の条件としてはまず500mとしておいて、その先個別にまた検討していくのがよろしかろうということですが、この点いかがでしょうか。

東委員：これ、500になっているというのは、何か他の事例を参考にされて500という基準ですか。

事務局：500に関しては、先程申し上げた協議書の手引きの中で、県でお示ししている影響範囲としての500という意味合いと、文教施設から観光資源に関して言えば、近年の例、例えば熊本ですとか沖縄ですとかでいうところでやっているんです

けども、そちらの際にも500というようなことで設定されていたということで、500という設定にさせていただいたということです。

委員 長：協議書作成の手引きに、ひとつ目安として500というのが明示されていて、他の事例も500で進めている例があるということでありました。考えてみると、住民サイドからすれば、その影響力を考えればできるだけ遠い方がよろしいと思われませんが、それでは500より拡大して1kmがいいのか1.5kmがいいのか、そこは区切る合理的な、依って立つものは今我々持ち合わせていないと思いますね。その意味では、手引きである程度目安が掲げられておる500を、一旦2次の選定案としては設定しておいて、影響については更に次の個別の事案で検討していくという方向。これが事務局案、事務局の考え方と理解致しますが。

茅野委員：笹尾先生から先程ご指摘があった民家の件なんですけれども、1次調査まで戻って申し訳ないんですが、最寄り住居まで300m、これはどういう基準、考え方で整理されたのでしょうか。

事務局：1次調査対象地の条件については、前回の委員会の時にも一応触れたつもりではあったのですが、前、私どものクリーンセンターを整備する際の条件ですとか、あるいは先程申し上げたような他県の例ということで設定させていただいたところなんです。ですので、先程部長が申し上げた通りですね、いわゆる基礎的な基準という考え方に立ちますので、最低限のラインとしてどこにするかということだと思いますので、そういった形で、1次調査対象地の段階では300にした、ということですし、更に、もっと、300よりはあるけれどもその近くはどうなんだという話についてもですね、個別にそれぞれ地域を確認するなりしながら、評価していくという方法はあるのかなという風に思っております。

委員 長：500にしても300という数値にしても、これまでの寄って立つ目安というものがあって、それに準拠してのことであるというご説明でした。

事務局：先程笹尾先生からあったようにですね、同じ300mでもいっぱい民家がある場合、本当に1軒しかなくてその先にまた1km離れていないと家がない、というようにいろんな条件がありますので、最初に1次調査対象地を選ぶときに300mという基準を設けましたので、それを踏襲して行ってですね、その他、今後次の絞り込みの段階ではそういうところを全部考慮していかなければいけないと思います。それはもう民家が何軒あるから△だとか×だとか○だとかという、相対評価の段階でちゃんと評価していきたいと思いますので。今後それを無視するという話ではなくてですね、個別に判断して調査対象地の情報をちゃんとフィードバックしていきたいと思います。

委員 長：それではご説明がありましたけども、委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。事務局の案および、500と300と数値が出ている背景は、これまでの手引書だったりこれまでの事例だったりということに基づいて、2次案ではこの数字でまず線引きしていきたいということで。なお、個別には当然、3次4次においては皆様の今出されたご意見などはそこで十分に検討していくという方向でいかがでしょうか。

茅野委員：この後の抽出した結果ですね、次回の会議になると思うのですが、その時のイメージというのは、こういった地図情報に、場所ごとの備考といいますか、

住宅地、最寄りの文教施設から何mとか、そういうことが備考でつらつら書かれている、それに対して相対評価を加えていくという理解でよろしいですか。

事務局：多分、次は〇×でいいと思うんですね。2次調査対象地が出てきた段階では、こういう基準に合わないのではここは×ですよ。何がダメだったかというので選ばれてくる。次の段階になると今度は絶対評価がなかなか難しくなってくるので、それを点数化するやり方というのは国が採用している指定廃棄物の最終処分場はそういうやり方ですし、他県の例だと〇×△で×が1個でもついたらダメとか、△が何個以上あるものはだめとか、というような絶対評価ではなくて相対的な、それで下の方を切るというような形で選んでいくということになると思います。手法はまだ決まっておられませんけども、それは次の委員会ではご提案させていただきたい。その前にご意見がある場合は頂戴をしてこちらの考え方に反映させていただきたい。

東 委員：先程部長さんが言われたように500とか300とか1 kmとかという基準というのはすごく恣意的というか、なかなか決められるものではないと思います。なので、現段階では従来のやり方に添って、地形だとか取付道路だったり交通量だったり、様々な理由でその影響というのは変わってきますので、この基準でやってみて、あとは選定地を絞っていく段階において、現場を見たりとかですね、そういうところでまた検討していくのが妥当なのではないかなと私は思います。

委員長：はい。その意味では2次基準までは、これまでの目安、これに準拠して、いわば機械的に線引きすると。その次、3次以降については相対評価など、中身をいろいろと検討しながら進めていくという方向でいかがでしょうか。

(委員)：よろしいと思います。

委員長：それではその方向で進めていただきたいと思います。

まとめますと、先程笹尾委員からご意見出されました文教施設等において、500m以内、これを1 kmに拡大した方がいいのでは、ということは、この段階では500でいくということできましよう。ただ、相対評価においては、しっかりと我々、その他の要因も考えていきましょう、ということでもあります。その他。

笹尾委員：民家の方で。

委員長：民家300mという1次条件では設定しているところを、500という風に拡大しておいた方がよろしいのではないかという意見については、委員の皆様いかがでしょうか。この300という数値も、前例があってこうしていた、ということなので、まずここに数値を設けたということでもあります。

笹尾委員：500というのはですね、例えば上の事前説明の対象の範囲ですね、これも最終処分場の場合は500ということで、そういう意味では設置する場合、一定の影響が起これる範囲ということで認識した上での数値なんですね。私の方で以前にやりました調査でも処分場の負の影響というのはだいたい周辺4、5 kmぐらいまでは心理的なものも含めて、ありまして、とりわけ周辺ということで500mというのは相応の影響があるということがわかっていますので、そういう意味では300～500で水道を地下水から汲み上げているようなところであれば除外されるわけですけども、そうでない上水道を使っているようなところについては入るということで、そういうのも盲点になっているのかなということが懸案であります。

委員 長：はい。先に行われた調査では、住民の意識は300と500の間、ガクンと・・・。

笹尾委員：300というのはやっていたんですけども、500については1 kmとかに比べてかなり影響、抵抗とかが強いということがありますね。

委員 長：先程ご指摘の井戸のある時には上の基準と合わせますと、ちょっと盲点になっているところがありますね。手引書の500、そこに合わせて、住居がある場合でも住居から500を離す、500以内では候補地から除外するというご意見についていかがですか。500は手引書に準拠するという形になります。事務局いかがお考えでしょうか。

事務局：まずその先程500mとしていただいた文教施設から観光施設の関係については、何かカッコリとした基準があるわけではありませんけども、一般的に地域の住民の方々の心情を考えれば、処分場からより離れていた方がいいだろうという風に思われる施設だと思うんですね。で、住居に関しては先程来皆さんお話しのとおりですね、当然影響はあるのはあるんですけども、例えば今回井戸水しか使えない場所については1 kmにしましょうという話を提案させていただいている他にも、確かにいろいろあると思うんです。例えば、今ある調査対象地、様々な条件ありますけども、一律例えば300で、300なり500で切ってしまうと、いい場所とそれからそうでない場所、さっき部長が申し上げたようにいろいろな状況があると思うんです。例えば浸出水の処理水を排水する場合に、住居の近くの河川にしか流せないのか、それとも例えば今のクリーンセンターのようにですね、ちょっと長い管渠を使って大きな河川まで持って行って、地域の住居に影響を及ぼさないようにするだとかということも考えられると思いますし、あるいは塵だとかそういったものについては、今の段階では遮断緑地帯100m以上あればいいよ、という話にしています。本当は300mあれば、一般論でしょうけども、埃がそこまでいかないうらうということ、最低限のラインとして引いたということもあるので、500にするかいくらにするかということについては、住宅の立地場所、あるいはどれだけの集団といいますか、集落になっているのかとかですね、様々そういった条件があるかと思うので、個別に判断するというのが丁寧かなという気はしております。

委員 長：という、事務局としては300にしておいて、あとは個別に判断すると。

事務局：敷地の外周からの距離ということで300を一次調査対象地を選ぶ時設定しております。実際にクリーンセンターなんかも、処分場で実際に作業する場所というのは、敷地境界からかなり離れたところ、内側にあるということもありますので、実際に騒音とか、そういうのはアセスのところでもちゃんと評価をして、影響のないように作り方も検討していくということもありますので、一律に1次調査対象地で300で今まで選んできたということもあります。ここでまた500に変えるとなると、1次調査対象地を選んだ時なんで300だったんだということにもなるので。ですから、個別に見ていくというのは先程来説明しておりますし、例えば高さとかっていうのも影響するんですね。処分場より高いところにあるとか低いところにあるとか、というのは地形によって民家の位置でもとか変わってきますので、そういうのは実際に作るとなればそういう影響も全部加味していきますので、今回については最低限のラインとしては1次調査対象地で選んだところの基準をまた

戻って変えるとなるとですね、選んだこと自体がかなり、資料を見ていただければわかるんですけども、それを前提に選び出しておりますので、作業が一度戻るということになってしまいますので、300でこちらとしては設定させていただいて、今後また笹尾先生の意見については個別に反映させていきたいと思っております。

委員長：確かに、地形によって同じ300でも影響力の度合いというものは非常に変わってくるものと思っておりますね。そうした時にまずは少しでも可能性があるところは残しておきつつ、個別にそういった懸念の部分は別に検討していくという方向。それを事務局では考えているようですが、いかがですか。

笹尾委員：候補数があまりに少なくなってしまうとあとの議論がもちろん大変でしょうから、そういう意味での慎重さということで、細かな点については今後の段階で考慮していくということで了解いたしました。

委員長：さらにはまた、排出水の出口についても、技術的にもいろんなところに出せる状況にあるか、そういったことも次の段階では加味しながら考えていくということになるかと思っております。それでは住宅地の距離については3次以降について考えていくということよろしいでしょうか。

各委員：（異議・意見なし）

委員長：はい。その他ございませんか。

東委員：(1)の自然環境の保全に係るのか観光資源の所で関係するのかわからないんですけども、景観への配慮っていうのはこの中には含めた方がいいとは思いますが、どこに相当するものでしょうか。

委員長：景観への配慮。

東委員：景観もどこから見た景観かということで変わってくると思うんですけども。

委員長：そのご指摘は2つの面ありましょかね。まず何も手を加えないで作った時に、どう景観が悪くなるか、逆にそこをこういう形で、例えば、樹林帯を設置して見えなくするとかいう部分で景観配慮することもできてくるかも知れませんが、まず景観についてはいかがお考えですか。

事務局：景観については今回この提案の中では考慮していません。というのは、先程来の議論もあったとおりですね、どこの場所になるかによって全然条件というかその考え方というかその地域の方々の意識も変わってくるようなところがあるのかなと思います。市町村では景観指定の、景観保全の区域というものを指定している市町村もあるんですけども、一律、例えば町全部とかですね、そういう形で掛けたりしているの、そういった今の指定状況で排除するっていうのはなかなか難しいのかなというのがまず一つです。あとは今おっしゃったような史跡なのか、いわゆる自然なのか、対象物によっても違ってくると思うんですけども、どのエリアだったらいいのかというのが、それぞれ個別に微妙に違うんじゃないかというのがあってですね、今回2次では先程来の話をしており、基礎的なものということで、是非かという形で振り落とせるものという考え方ですので、今のような場所によってとか、こういった視点ではどうだあといった視点ではどうだという様々な視点の中で評価していく必要があるものについては、この後の精査の段階でおやりになるのがよろしいのではないかと考えて、今回は提案しておりませんでした。



委員長：参考までにクリーンセンターの場合は、この景観配慮はどのような形で取り組まれたでしょうか。

事務局：クリーンセンターにつきましては、最近では平成17・18あたりに第Ⅱ期処分場の拡張に際しまして県条例に基づく環境アセスメントを行っていきまして、その中で当然景観という項目があるわけですが、元々第Ⅰ期事業で焼却施設と第Ⅰ期処分場というのを作っておりまして、その際にやはり敷地はかなり広く取って森林を周囲に残すということですね、そういう配慮をするということ、あとは地形的にかなり標高の高いところの谷状地を利用しているということもあって、近くには江刺藤原の郷等もあったわけですが、様々な場所から見てまず問題がないと、まあ場所的にも恵まれておりましたし、そういう配慮をしたと。で、今後新しい次期の処分場を作る場合にも、やはり地形によってどうしても決まってくるし、その地形だけじゃなくてその周辺にもいわゆる眺望点、どういう眺望点があるかということも配慮しなければなりませんので、やはりこれを相当数の調査対象地点で全部拾い出すというのはなかなか作業的にも困難でございますので、第3次委員会以降の課題としていただくのがよろしいのではないかと、という風に考えております。

委員長：よろしいでしょうかでしょうか。

東 委員：わかりました。

委員長：その他に、いかがでしょうか。

大河原委員：事務局への確認になります。(2)災害の防止についてです。災害の防止について、①活断層から300m以内でないことというのがございます。あと一般的に災害の防止という分類で入ってくると、もう一つは多分土砂災害という部分も、チェック項目に入ってこうよいかと思いますが、私自身も土砂災害については個別な案件で議論すべきと考えていますので、一概にはここでバツと載せるというのはいかがかなと思っておるのですが、土砂災害について今回提案の部分に入っていなかったことについて、お考えとかご説明いただければと思いますが、事務局としてはどうですか。

委員長：はい。事務局お願い致します。

事務局：まさに大河原先生のおっしゃるとおりの理由になるんですけども、今回土砂災害の関係をお入れしなかったのは、昨今、県内でも非常に地滑りですとか土砂の災害が多くございまして、その状況を拝見しますと必ずしも急傾斜地の指定地だとか土砂の災害の指定地だとかになってるところが必ずしも災害起きていなくてですね、全く関係ないところで起きてたりということもあります。で、それから処分場今回非常に広い敷地の中で考えておりますので、その中の一部がその指定地になっているということだけで弾いてしまうと、実はその造成できたときにそこは改善できてしまうんじゃないかとかですね、そういった様々な要因があるんじゃないかということもあって、今、大河原先生がおっしゃるとおり、個別にもう少し絞られた段階で、個別に具体的にどういう場所なのかということ調べた上で配慮するのが、より災害に配慮した形での選定になるんじゃないか、という風な考え方でですね、今回の提案の中からは弾いておりました。

大河原委員：はい。わかりました。あと活断層について、ご参考までにということになりますが、いろいろな図面が出ておりますが、一つとすれば国土地理院から「都市圏活断層図」というものがでております。それから、文科省に「地震調査研究推進本部」というところがございまして、そこで「主要活断層帯の長期評価」というのが行われておりまして、これに岩手県も含まれておりますので、そういったものも最新のデータとしてご活用いただければと思います。

委員 長：はい。情報提供ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

各 委 員：（異議・意見なし）

委員 長：ございませんか。それでは、この度事務局からご提案のあった選定条件案について、種々ご意見頂戴いたしました。2次選定条件としては、この案で了承、そして今日ご意見頂戴した点については、3次以降にしっかりと反映させて、私たちもその点で協議していくということにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

各 委 員：（異議・意見なし）

委員 長：はい。ありがとうございます。それでは、以上、予定していた議事は終了と致しますが、その他、委員の皆様から何かございますか。

笹尾委員：次の3次の時で申し上げればいいことかも知れないんですけども、昨年まで行ってきました基本方針の方の検討委員会の方でまとめた内容の中で、産廃がどこから沢山出ているかということで、重心ですね、排出の重心についての提案がされてるんですけども、そういったことへの考慮というのは、次の、あるいは次以降の段階のどこで考慮すればいいというか、それとちょっと確認したい方がいいのかなど。

委員 長：あまり遅い段階で登場するものでもないですね。

笹尾委員：それも一定の合理性に基づいて出てきたものだと思いますので、完全に無視するっていうことはないと思いますので。

事務局：大きい要因は輸送コストが掛かるということだと思うんですね。それが排出者の段階で、今日来てらっしゃいますけども、そちらからすればできるだけ排出重心に近い方がいいだろう、という配慮もありますし、あと例えば、この前の基本方針の委員会の話では久慈地区が一番コストが掛かるということになっている。ただ久慈から見れば近くにあった方がいいという意見もございまして、そこら辺はトータルで、建設費、用地費合わせてトータルでコストがどのくらいかかるのか、というあたりで、前例からいうと最終の前段階あたりですね、比較をして、順位づけをして、あまり遠いところはよろしくないとかですね、ということはあるかと思っておりますので、今までの例で考えますと、最終の前あたりにコスト比較のところでは遠隔地が落ちるとか、という例があるようです。それについてもどのようなシミュレーションができるかというのを内部で検討しておりますので、どの段階で入れるかはですね、今のところはまだ決まっておられませんけども、そのようなコスト比較のところではそこらへんの比較は行うことになると思います。

委員 長：よろしいですか。その排出重心については、コスト面だけで出てきた視点でしょうか。その他の視点もありますか。

事務局：あくまでも、あそこに置くと輸送コストが一番かからないということですので、あそこにできれば一番効率がいいということにはなるんですけども、ただそういう場所がうまくあるわけでもありませんし、将来的なことも考えなきゃいけない。今は第2クリーンセンターに引っ張られて上に上がっていますが、40年にはもしかしたら第2クリーンセンターは違う、あの場所で営業していない可能性もありますんで、そうしますと今度南の方に排出重心がずれていくことも。そこらへんは長期的に、50年の計画ですんで、そこらへんは考えていかなきゃいけないと思います。

排出重点はある意味参考値と考えていただければいいのかなと思いますけども。場所を最終的に考える段階で、公共関与とはいえ、やはり採算性と申しますか、そういったものはもちろんあるわけですので、そういったもののシミュレーションの中で、考慮されていくべきものなのかなという風に思っておりますけれども。ですから、そういった意味では参考としながらも、全体のそういうコスト比較なり採算性の検討の中で、ということになるのかなと思いますけども。

委員長：イメージとしては、選定プロセスの中では最終の少し前、ぐらいのところで、コスト面を考慮して、というイメージで、進めていきたいということになります。

その他はございませんか。事務局からはいかがでしょう。

事務局：今後のスケジュールについて簡単に。次の委員会、今日いただいた、案はご了承いただけましたので、これに基づいて作業を進めていきたいんですが、市町村とか県庁内に照会をかける関係もありまして次の委員会は年度内には、開催したいと考えておりますので、その点だけご報告したいと思います。

委員長：はい、次回委員会が年度内。年度内ですね。

事務局：あ、年内です。

委員長：年内に予定しているということでもあります。以上、予定していた議題も終わりました。それ以外にも終わりました。これでよろしいですか。他にございませんね。

それでは議事一切を終了といたします。それでは事務局へお返しいたします。

事務局：ご審議ありがとうございました。4. のその他に参りますが、事務局何かございますでしょうか。報道関係者の皆様には委員会終了のあとに公開資料を提供したいと思いますのでよろしくお願ひします。それでは本日の委員会はこれを持ちまして終了させていただきます。長時間に渡るご審議いただきまして本当にありがとうございます。次回の委員会もどうぞよろしくお願ひ致します。本日はどうもありがとうございました。